

フィルタリングを必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要!



お子さんが安全にインターネットを利用できるようにするために、

- ・スマートフォンの場合は、①、②、③の3つのフィルタリングが必要となります。
- ・そのためには、保護者の方が、お子さんのスマートフォンに、直接フィルタリングソフトをダウンロード・インストールする必要があります。携帯電話販売店に確認してください。

家庭のルール

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

✓ 以下の点をお子さんに注意しているか、チェックしてみましょう!

《例》

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- 個人を特定される情報を書き込まない。
- 利用料金や利用時間を決める。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- ルールを守れなかった時のルールを決める。
- 他人のパスワードを勝手に使わない。
- ルールを守れなかった時のルールを決める。

身边に潜むネット依存

ゲーム、SNS、動画など様々なコンテンツを切れ目なく使っているうちにスマートフォンから手が離せなくなるネット依存。お子さんの生活習慣を乱すとともに、ネット上のリスクにあいやすく、犯罪被害に巻き込まれることがあります。保護者がきちんとお子さんのネット利用を見守っていく必要があります。

相談は全国の少年相談窓口へ

警察では、子供や保護者から、ネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話又はメールにより受け付けています。都道府県警察の少年相談窓口(ヤングテレホンコーナー等)又は最寄りの警察署まで相談してください。各都道府県警察の窓口については、下記ホームページをご覧ください。

警察庁ホームページ ▶ お知らせ ▶ 各種相談等がある方に ▶ 都道府県警察の少年相談窓口について

<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>



警察少年相談窓口

検索

STOP! ネット犯罪

—ネットの世界は危険と隣り合わせ!—



相手は女性になりました
男性かもしれません。



プライベートな画像を要求
してくることもあります。



ヒヒヒ。
写真送ってくれてありがとう!
今度、会おうよ



コミュニティサイトで知り合った
他人を安易に信用することは危険です。

平成26年に出会い系サイト・コミュニティサイトを利用して、
犯罪被害にあった子供は…………… 1,573人

警察庁

犯罪被害

児童ポルノ、児童買春など最悪のケースが全国で発生!!

CASE1 女性だと信じていたら…

女子高校生はコミュニティサイトで知り合った「女性」から「モデル事務所に紹介してあげる」と言わされ、スマートフォンで上半身裸の画像を撮影して送った。しかし、この女性は男がなりすましていたものであり、男から「裸の画像を学校にばらまく」と脅された。

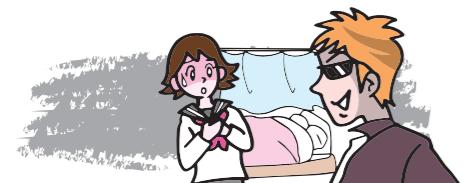


他人に見られて恥ずかしい写真を送ってはいけません。画像は一度流出すると、回収が困難で、一生苦しむことになります。

児童ポルノ製造、脅迫被害

CASE3 家出少女は狙われる

親とけんかをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。



宿泊場所の提供を受ける見返りは大きく、犯罪の被害者となる可能性があります。子供ときちんと向き合うことが大切です。

未成年者誘拐被害

新たなGPS連動型アプリの出現

◎スマートフォンのGPS機能を使って、自分の近くにいる人と簡単にチャットができるアプリです。青少年が利用して、事件に巻き込まれるケースが生じています。また、顔写真を掲載すると、GPSで得た位置情報により個人が特定される危険性があります。



非行

業務妨害、不正アクセスなど子供による犯罪も多発!!

CASE2 ネット上の危ない出会い

女子中学生は、GPS機能と連動し近くにいる異性を検索できるアプリを利用して、一度だけのつもりで男と会い、現金と引き換えにわいせつな行為をされた。その後「学校に援助交際したことを見報されたくなかったら、もう一度会おう」などと面会を要求された。



インターネット上で知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながることがあります。ネットのやりとりだけでは、本当の素性は分かりません。

児童買春、強要被害

CASE4 携帯音楽プレーヤーやゲーム機にも要注意!

女子小学生は、インターネット接続が可能な携帯音楽プレーヤーを利用し、SNSで男と知り合った。女子小学生は、男から巧みな言葉で頼まれ、裸の画像を携帯音楽プレーヤーのカメラ機能で撮影し、その画像を画像交換アプリで送信した。



携帯音楽プレーヤーやゲーム機、学習用タブレットからもインターネット接続が可能です。安いネット接続に気をつけなければいけません。

児童ポルノ製造被害

CASE1 多くの人の注目を浴びたくて

少年は、スーパーの店内において、パンや菓子の包装紙にいたずらをする様子を撮影し、動画投稿サイトに投稿した。投稿した動画に対する反響などを見て、自分を英雄視していた。



誤った自己顕示欲による安易なネット投稿が、業務妨害罪につながることがあります。

刑法：業務妨害罪
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE3 ゲームに没頭するあまり…

男子中学生は、オンラインゲームに没頭し、特定のアイテム入手するために、同級生が操作しているスマートフォンの画面からIDとパスワードをのぞき見、手に入れたクレジットカードの情報を使い、仮想通貨を大量に購入した。



他人のパスワードを使って、ゲームをしたり、サイトにアクセスすると、不正アクセス等の犯罪になります。

不正アクセス禁止法違反(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
刑法：電子計算機使用詐欺(10年以下の懲役)

CASE2 コンピュータ・ウイルスをネットで売買

男子中学生は、海外の闇サイトから、IDやパスワードなどの個人情報を盗み取るコンピュータ・ウイルスやパソコン内のデータをロックして金銭を要求するコンピュータ・ウイルスを入手し、それらを中・高校生に提供して、電子マネー等の利益を得ていた。



コンピュータによる情報処理は、社会の重要な基盤です。コンピュータ・ウイルスは、誰かに感染させる目的で持っているだけでも犯罪になります。

刑法：不正指令電磁的記録提供(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
刑法：不正指令電磁的記録取得(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

CASE4 子供が誘うのも犯罪！

女子高校生は、出会い系サイトに自分の年齢や容ぼうを記載し、「買い物や映画に連れて行ってほしい。お小遣いをもらいたい」と書き込み、金品を受けることを示して人を児童との異性交際の相手方となるように誘引した。



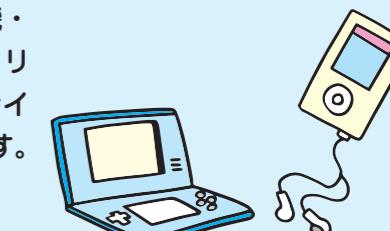
出会い系サイトに異性を誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反(100万円以下の罰金)

注：典型的な適用罪名を記載

携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫？

◎インターネットへの接続が可能な携帯型のゲーム機・音楽プレーヤーが多くあります。対応するフィルタリングを設定した上、お子さんが利用するアプリやサイトの利用を保護者がきちんと把握することが重要です。



コミュニティサイトに起因する罪種別の被害児童の状況

